

令和6年度  
第6回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和6年9月10日開会

高松市農業委員会

令和6年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年9月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 20人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 4人

- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富

農業委員会事務局出席者

事務局 長  
兼 農政課 長 山上 浩平  
農政課 長 補佐 森 亮介  
農地係 長 森 明雄  
農政管理係 長 山崎 博司  
主任 主事 多田 利浩  
主 事 溝渕 勝久  
職 員 河合 良治

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による  
開発計画に対する意見について
- 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について
- 議案第13号 営農型太陽光発電に係る指導文書の発出について
- 議案第14号 農地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第15号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正について
- 報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について  
イ 農地利用最適化活動について

**議 長(会長)** ただ今から令和6年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、15番藤澤委員、16番河田委員、17番神高委員、18番中田委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は20番谷口委員及び24番奈良委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合職員** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

1番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権2番に関連しています。

2番も、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権9番に関連しています。

3番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権13番に関連しています。

5番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、売買予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番、3番、4番は転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、耕作目的のため強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

1番は、住宅兼納屋を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅兼納屋に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年頃に造成及び建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,020.25平方メートルあります。

2番は、住宅及び車庫を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、非農家の自己住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び車庫に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年頃に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が338.84平方メートルあります。

3番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、排水管を埋設したことにより、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年頃に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、住宅及び納屋を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び納屋に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年頃に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が472.38平方メートルあります。

5番は、自転車置場を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が399.73平方メートルあります。

6番は、近隣で土木建築工事業を営む法人からの利用要望に対応するため、露天貸駐車場・貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年頃に造成及び建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、物置を建築した際、隣接所有農地に越境したもので、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅に隣接する農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年頃に一部建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が598.41平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案書7ページを御覧ください。

本件は、令和6年6月20日付けで露天貸駐車場として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしており、定例総会においても継続審議をしておりましたが、この度、転用計画の中止により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和4年5月13日付けで、住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅購入者の要望により、住宅平屋建1棟に変更することに伴い建築面積が変更したため、計画変更をすることと、併せて、工事期間を令和4年6月1日から令和6年8月1日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を谷口委員より報告をお願いいたします。

**谷口委員** 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、奈良委員と私の2名で、本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転4件です。

2番及び4番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転2番までを私が、3番以降を奈良委員から報告します。  
別紙の5条特別議案を御覧ください。

1番は、高松市立木太南小学校の南650メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は、購入情報を得やすい転用者の支店の在る木太町内で、周辺は宅地化が著しく、近くには、商業施設が充実していることから潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、ことでん琴平線岡本駅東800メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地南側一帯が県道岡本香川線に面しており、沿線には、商業施設が充実し、利便性が良く、周辺では他社の分譲住宅団地も数か所建築されるなど需要の高い区域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の転用同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が、15.96平方メートルあります。

現地調査の結果は、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは奈良委員が説明します。

**奈良委員** 現地調査委員の奈良です。

3番は、高松自動車道檀紙インターチェンジ北西700メートルに在り、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、土木・建築工事業を営む申請者は、申請地周辺での受注件数が増加しているものの、資材置場が周辺に無く、効率的な事業を行うため新たな資材置場を確保するもので、位置的に国道11号線、県道檀紙鶴市線に近く、資材の移動に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果は、特に問題ありませんでした。

4番は、高松市立十河小学校北西700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、北側隣接地で数年前に開発分譲した用地の事業進捗が順調で、同地区で新たな事業用地を計画したものです。

代替地の検討もされた結果、近くには小学校、こども園があり、県道三木国分寺線、主要地方道高松長尾大内線に近く、沿線には商業、医療施設が多く、生活及び住環境に優れた地域内にあることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果は、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権4件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝淵主事** 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

1番は、近隣にある共同住宅の入居者が使用する駐車場が不足しているため、新たに、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、989.10平方メートルあります。

2番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知1番と関連しています。

3番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道川東高松線に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、特別議案です。

5番は、子どもの進学と経営している法人の高松市内への事業展開が重なり、高松市内に住居を構えるため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が併用地を介して市道に接しており、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、23.93平方メートルあります。

6番は、進入路、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、中古車販売業を営む転用者が、現在使用している展示場が手狭になったため、新たに車両展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、溶接業等を営む法人が、現在借りている駐車場を返却するため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して、市道にも接しており、本社からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、3,231.07平方メートルあります。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が273.00平方メートルあります。また、18条6項通知2番と関連しています。

10番は、建築工事・土木工事業等を営む法人が、工事拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が1,862.00平方メートルあります。

11番の転用者は農業用機械の販売及び修理等を営む法人の役員ですが、中古農機具の販売や修理が増えており、保管場所が不足していることから、新たに貸倉庫、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が43.00平方メートルあります。

13番は、食料品の製造、加工、販売等を営む法人が、事業の拡大により、職員の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が、公道に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知4番と関連しています。

14番は、特別議案です。

15番は、近隣住民が使用する駐車場が不足しているため、露天貸駐車場用地として転用申請

するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して市道に接しており、また、駅が近く利用の需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,215.00平方メートルあります。

16番は、特別議案です。

17番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、祖父母・両親との相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請使用貸借6番と関連しています。

議案書13ページを御覧ください。

18番は、自宅への進入路が狭く、通行に支障があるため、申請地を進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が541.31平方メートルあります。

19番は、ガラス、ビン類の収集、運搬及び売買業等を営む法人が、既存の資材置場が手狭となったことから、新たな資材置場が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、市道に面しており、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が3,269.00平方メートルあります。

20番は、不動産業を営む法人が、販売用住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅に隣

接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が296.93平方メートルあります。

21番の転用者は建築請負業等を営む法人の役員ですが、事業拡大に伴い、資材や事業用機器の保管場所が不足していることから、新たに露天貸資材置場、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、県道綾川・国分寺線に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年頃に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が69.00平方メートルあります。

22番は、店舗拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、併用地を介して、県道綾川・国分寺線に接しており、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が425.44平方メートルあります。

23番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が479.00平方メートルあります。

24番は、作業場、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、食料品、衣料品等の販売業を営む法人が、露天駐車場、店舗進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側、南側、西側が市道に面しており、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が9,554.76平方メートルあります。

2番は、建設業を営んでいる法人が、申請地の北側で花崗土を採取するのに際し、工事期間中の仮設工事用道路として令和6年5月13日から令和8年5月14日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の仮設道路を拡張することから、他の土地に代えて転用することができないため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和6年5月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用山林等が64.14平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が243.96平方メートルあります。

3番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が公道に面し、交通のアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、74.85平方メートルあります。

4番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、154.09平方メートルあります。

5番も、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、祖父母・両親との相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請所有権17番と関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権21件、賃借権2件、使用貸借6件、計29件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**河合職員** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

まず、所有権からになります。

1番、2番はそれぞれの自作地を相互交換するもので、取得後は水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

3番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させ

ていただきます。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番、5番は共有持ち分を解消するため、それぞれの持分を相互に所有権移転するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

7番は、贈与を受けた譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

10番は、贈与を受けた譲受人が取得するもので取得後は果樹を栽培するものです。

11番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。使用貸借になります。

1番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が10年間使用貸借するもので、取得後はキウイフルーツを栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、使用貸借1件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

1番は、昭和57年頃から、農業用井戸として、2番は、昭和60年頃から、3番は、昭和53年から、農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕耕作の事業を行う者が、その農地を、自らの耕作の事業に供する他の農地の保全、又は、利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等、及び耕作の事業のための農業経営施設、畜舎、納屋等の用に供する場合」に該当するものです。

4番は平成16年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情によ

り、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明いたします。

1番から3番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願3件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松市農業振興地域計画の変更に係る意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**森農地係長** 手元の資料1を御覧ください。

令和6年8月28日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題の無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

5ページの下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び総面積が記載されており、合計が44件、合計面積が46,522.30平方メートルです。

次に6ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行い、農地から農業用の施設用地に変更するもので、合計が3件、面積合計が472平方メートルです。

以上 議案第10号について 御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合職員** 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず、協議番号1番です。

資料2-1の1ページを御覧ください。令和6年8月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2、3ページのとおり、令和6年8月5日及び8日付けで庵治の石材事業者から、香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う場所は高松市庵治町字丸山10番2外5筆で、面積は8.8472ヘクタールでございます。

4ページに位置図を付しています。

5ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

資料の表ページの中段を御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、開発区域の周辺は砕石場に囲まれており、隣接する事業者と協調して採石を行い、開発終了時には洪水調整池等を埋戻し平坦部に植栽を行って森林の回復を図る計画となっております。

8月27日に地区担当農業委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

続きまして、協議番号2番です。

資料2-2の1ページを御覧ください。令和6年8月20日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり8月16日に令和6年8月13日付けで同一業者から県に提出された土

地開発行為協議書が取下げられ、この度、改めて変更した土地開発協議書が提出され意見照会があったものです。

土地開発行為の目的は、（発電出力1,995Kwの）太陽光発電施設の用地造成工事を行うものです。開発行為を行う場所は高松市庵治町字尼ヶ坂2545番地2外3筆で、面積は0.9869ヘクタールでございます。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、沈砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

4ページに位置図を付しています。

5ページ以降には、土地利用計画図、縦横断面図を付しています。

資料の表ページ下段を御覧ください。

8月27日に庵治地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、下流域に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、2件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見決定し回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合職員** 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料3の1ページを御覧ください。

令和6年8月14日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは2ページのとおり8月8日付けで、庵治町の採石事業者から、香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

採石行為を行う土地は高松市庵治町字湯谷東で面積は9.0946ヘクタールであります。

3ページ以降に位置図、利用計画図、断面図を付しています。

資料3の表ページを御覧ください。

本採石法による認可申請は、議案第11号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、

調査の際に採取場の下流域に農地があることを確認しています。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 営農型太陽光発電に係る指導文書の発出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第13号 営農型太陽光発電に係る指導文書の発出について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

1ページの1理由欄を御覧ください。

令和3年6月28日付けで農地法第5条の許可を得た営農型太陽光発電施設について、農地転用期間(一時転用期間)が令和6年6月30日をもって終了しているにもかかわらず、現在も発電設備を設置し、運用していることから、農地法第51条第1項第1号の無断転用に該当し、農地法違反の是正について指導文書を土地所有者及び農地転用事業者に対して発出するものです。

3ページを御覧ください。

対象農地の場所は、下段で円の表示がある場所で、土地改良事業の実施された第1種農地となります。

1ページの番号2を御覧ください。

経緯としまして、期間満了日(6月末)近くになっても、再申請についての協議が無かったことから、6月中旬に打診したところ、担当行政書士も同行し、転用継続、再申請したい旨の申し出がありました。

前回許可申請時と大幅に変更された規定、取り扱い内容について説明をしました。

内容としては、令和6年4月1日施行にて、営農型太陽光発電の許可基準が法令(農地法施行規則)に明記され、制度の取り扱い、必要な申請書類についても、農林水産省農村振興局長から発出されたガイドラインにより明確化、厳格化されたことから、委員会窓口に来られた土地所有者であり、転用法人の前代表者と行政書士に、ガイドラインの写しを提供し、詳細な説明を行ったところ、再考するとのことでした。

その後、土地所有者であり、転用法人の前代表者が独自に情報収集、先行事例の現地確認し

た結果、番号2の下線部分の通り、従来通りの作物、「ミョウガ」で、作付け継続し、新たな追加排水工事をし、再許可を得たいとの申し出がありました。

このことについて、番号3に記載のとおり第7地区部会において、現時点で許可を得ず施設運用している無断転用状況はもとより、過去2回の許可、通算6年の実績を踏まえ、関係者の意向通り、再許可が可能か否か判断いただいたところ、7ページ箱書きの中の「措置根拠及び理由」欄2の(1)、(2)に記載しているとおり、提案計画の成果の不確実性、周辺農業者のもつ不公平感、さらには、6年間の実績から、施設下部作物の法令の定める予定収量にはるかに届かない実績収量。

農地改良中として全体の過半の面積が不作付けで、災害等特段の状況も見当たらない中、7ページ下部に記載しております4月から施行された農地法施行規則に定める許可要件である、収量確保要件、営農見込要件を満たしておらず、第7地区部会の総意として、過去6年間の実績、営農取り組み状況から鑑み、「再許可条件は満たせない。との判断が総合的に見て妥当。」との判断でした。

以上の内容、結果については、担当行政書士に報告済みです。

添付資料の説明を具体的に行います。

根拠資料として、10ページ以降を御覧ください。

国への報告のため、転用者が毎年2月に提出している「状況報告書」の中段より下で、作付面積、反収、不作付面積の確認が出来ます。

農作物ミョウガ、転用面積合計9,180平方メートルのうち、作付面積2,998平方メートル。土地改良中として6,182平方メートル、約67パーセントが不作付け状態。

11ページを御覧ください。

知見を有する者の見解、意見が記載されています。

消極的な評価の末、下段の下線部分にあるように、「この位が限界のようです。」との令和6年報告においてでも記載されています。

12ページを御覧ください。

総面積及び作付けされている部分の面積が記載されています。先ほど説明いたしましたように、作付け部分が全体の32パーセント。不耕作部分が全体の67パーセントと確認できます。

14ページ下段の③を御覧ください。

転用者が提出しているミョウガの平均反収です。

農林水産省統計を活用しており、中ほどの反収425キロが平均反収で、法令が定める2割の減収後の最低反収が340キロです。

10ページを御覧ください。

状況報告書下段の実績数字と比較しますと、実績反収63キロであり。目標最低反収340キロの18パーセントほどでしかないことが読み取れます。

これらのことから、必要な措置として、「令和6年10月末日までに、原状回復し、違反を是正すること。」との6、7ページ及び8、9ページの両面印刷の指導文書を、土地所有者と転

用事業者双方に発出しようとするものです。内容としては同様のものです。

今後の対応ですが、15ページにあるように、進捗状況を見ながら農林水産省通知に基づき判断していくこととなります。

以上、議案第13号について、御審議よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり決定し、発出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり決定し、発出することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申し上げます。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6年8月5日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和6年9月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようありますので、議案第14号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 議案第15号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正について御説明申し上げます。

高松市農業委員会総会会議規則は、通常総会や臨時総会、定例総会の種別を始め、招集、議席、

表決の方法など、農業委員会における総会での運営の詳細を定める規則で、昭和32年7月24日に施行されて以来、平成29年の改正を経て、この規則に基づいて、定例総会等を運用するものでございます。

今回、「総会の傍聴」の取扱いについて、より実情の運用に即した規定とするために関係条文を整備するものですが、そもそも上位法である「農業委員会等に関する法律」第32条において「総会及び部会の会議は、公開する。」と規定されておりますことを御承知おきください。

新旧対照表を御覧ください。

第23条が総会の傍聴に係る規定になりまして、下線部が改正内容になります。

まず、第1項は、変更なしですので記載を省略しております。

第2項は、臨時総会及び定例総会は、議長が会議に諮って、これを公開することができるとして、新設しています。

これは、いずれの総会とも個人情報を取扱うため、議長が会議に諮って公開するものであり、傍聴しようとする者がいた場合に、個人情報に関係のない議案審査に限定して公開することを想定するものであります。

なお、通常総会は、これまでのとおり、公開するものです。

次に、第3項も新設で、会議室の中で、傍聴人の傍聴スペースには物理的に限りがありますので、定員を5人と定め、先着順とするものです。

最後に、第4項は、今回の新規の第2項及び第3項の追加に伴い、番号ずれのみで内容に変更はございませんので、記載を省略しております。

以上、議案第15号、高松市農業委員会総会会議規則の一部改正について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第15号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第15号 高松市農業委員会総会会議規則の一部改正については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

期間としましては、令和6年8月3日から同年9月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が11件、8月議決分といたしまして4条が8件、5条が25件、合計で4条が9件、5条が36件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が17件、8月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が27件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

許可保留案件はありませんでした。

2 ページを御覧ください。

同じく、許可保留案件はありませんでした。

3 ページを御覧ください。

次に、5条関係です。

令和6年4月議決分の所有権、5番、23番、24番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、造成未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年5月議決分の所有権、22番が、表の右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

次に、令和6年6月議決分の、所有権、2番、7番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

令和6年7月議決分の所有権、7番、14番、25番、29番、33番、34番、35番、43番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

7月議決分の賃借権4番、使用貸借権4番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

令和6年8月議決分の所有権、2番、4番、5番、8番、11番、15番、16番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、法定外占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

8月議決分の所有権、17番、26番が、賃借権2番が、費用の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、次に、報告事項 イ 農地利用最適化活動について、事務局の報告及び説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 報告案件イ「農地利用最適化活動について」御説明申しあげます。

資料8を御覧ください。

農地利用最適化活動については、令和4年度に農水省ガイドラインが発出され、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る成果目標と活動目標の二種類の目標を設定することになりました。

これを受けて、活動目標として、当委員会においても、農業委員及び農地利用最適化推進委員一人当たりの活動日数を、ひと月で6日を設定するとともに、最適化活動の内容を記録簿に記録する作業をこれまでお願いしてきた次第であります。

また、これに併せて、農林水産省は、最適化活動の従事時間に応じて、農業委員及び農地最適化推進委員の報酬を支払う仕組みも作りました。

正確に申しあげますと、農地利用最適化交付金という名目で、皆さん方の報酬の財源の一部となっているものでございます。

活動目標の活動日数に係る実績、結果でございますが、資料の裏面を御覧ください。全国平均ひと月当たり5.5日（令和4年度）に対して、当委員会では、4年度がひと月当たり2.5日、5年度が2.0日と非常に低迷している状況です。

下の表は、皆さん方の報酬の財源の一部となっている農地利用最適化活動交付金の歳入の推移でございます。

4年度が790万円、5年度が659万7千円、そして6年度、今年度は、4年度比較で76パーセント減、5年度比較で71パーセント減となる188万9千円で大幅な減額となっております。この減額理由を農林水産省や香川県等に問い合わせたところ、やはり活動記録簿に記す活動日数が少ないことが原因である旨の回答を受けました。

なお、交付金減額に伴う予算の不足分は、当委員会の他の経費予算である、市費を補填することになりますので、交付金額が少なくなればなるほど、農業委員会としての活動にしわ寄せ、支障が生じることになります。

表面にお戻りください。

右上の単価表が交付金額の積算の目安となっております、当委員会での2日程度の活動日数では、最下段の月額600～1,000円の最低額の単価で交付金が算定されることになり、今年度の交付金の大幅な減額となった次第であります。

そこで、皆さん方の農業委員としての日常活動を必ず活動記録簿に記録して、実情に合わせた活動日数を記録していただくよう、改めてお願い申し上げます。

皆さん方が御自分の田んぼに向かう途中の、周辺での農地パトロールでも最適化活動に該当しますので、極端に申しあげますと、御自宅から外に出れば、本日以降は、活動記録簿への記録をお願いしたいと思います。

御手間をおかけするのは重々承知しておりますが、事務局としては予算執行に係る危機的な状況として受け止めておりますので、皆さん方の御協力を是非ともよろしくお願いいたします。

なお、この件は、農地利用最適化推進委員さんの御協力もいただく必要がありますことから、今月末の各地区部会におきましても、改めて担当者から説明させていただく予定です。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会